令和８年５月吉日

【 お 知 ら せ 】

愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金とは別の事業です

～豊田加茂地域の施設園芸生産者の皆さまへ～

燃料価格の高騰に備えて、**国**が**令和８事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業」**を募集していますので、お知らせします。

事業の詳しい内容・要件等は、愛知県燃油高騰対策推進協議会ＰＲ資料をご覧ください。

○事業は、施設園芸農家３戸以上のグループでの加入となりますので、ご自身で組織等※1を作り、書類作成などをしていただくことが必要です。

○加入が認められた場合、燃料補填積立金を事前に支払う必要があります。
（積立金を使用しなければ全額返還されます）

○過去７年分の燃料使用量を確認できる書類の準備が必要です。

○今後３年間で組織全体の**燃料使用量を 15%削減※2**する計画を立てる必要があります。

※1 農業協同組合又は任意組織（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあること）

※2 新規で取り組む場合、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践で 10%の削減が見込めます。プラスの取組として、**省エネ効果のある資材、設備（ヒートポンプ等）等を購入**もしく**導入計画、低温適応性品種への転換**等がある、もしくは**過去７年以内にこれらの取組で省エネに取り組んでいる**必要があります。（取り組む省エネ効果の根拠資料を準備してください。）

補填額の計算例（省エネ加速化特例を利用しない場合）

〈ある月のＡ重油価格が 110.3 円/L、給油量 10,000L/月、冬季の気温が平年並みで価格急騰時の特例がなかった場合の補填金額〉

（110.3 円/L － 100.2 円/L） ×10,000L/月× 0.7 ＝ 70,700 円/月
発動基準価格(見込) 当月購入数量の 70%

・国と農家の負担割合は１：１のため、
70,700 円÷２＝35,350 円 ←国の補填金額

○ご質問のある場合や組織等で加入の意思がある場合は、**６月１２日(金)まで**に以下の問合せ先までご連絡ください。

申請書類一式は、６月２６日（金）17 時までに愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課に提出する必要があります。申請書類作成に時間がかかることが予想されるため、加入の意思がある場合は、お早めにお問い合わせください。

○事業に公募する場合は、**ご自分で書類作成をする必要があります。**申請書類は、公募のマニュアル https://www.pref.aichi.jp/soshiki/engei/nenyu-kakaku.html を参考にして、ご用意をお願いします。

お問合せ先：豊田加茂農林水産事務所農政課(秋田)
ＴＥＬ(０５６５)３２-７３６３